

令和3年度

南相馬市看護師等修学資金貸付 募集要項

南相馬市看護師等修学資金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師、その他の医療職（以下「看護師等」という。）の確保が困難な本市内の医療機関等における看護師等の確保を目的とするもので、将来、本市の医療機関等で看護師等の業務に従事しようとする方に、在学期間中の修学資金を貸付するものです。

この制度は、修学資金貸付期間相当の期間、市内の医療機関等において看護師等の業務に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。ただし、卒業後、免許を取得できない場合や市内の医療機関等で看護師等業務に従事しない場合などには、貸付金を返還していただきます。

1 応募資格

修学資金の貸付を受けることができる方は、次の（１）（２）の両方に該当する方です。

- （１）保健師、助産師、看護師又は准看護師、その他の医療職^{※1}の養成施設に在学していること。
- （２）養成施設を卒業後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに市内の医療機関等^{※2}で看護師等業務に従事する意思があること。

（注意）学生を対象としているため、勤めながらの申請は不可。

福島県保健師等修学資金の貸付けを受けている場合は申請不可。

※1 その他の医療職（令和3年度新規貸付開始分）

薬剤師・管理栄養士・臨床検査技師・視能訓練士・歯科衛生士・歯科技工士

※2 医療機関等

病院、診療所又は福祉事業所（介護事業所・障がい福祉事業所）

※保健師、助産師、看護師及び准看護師にあつては歯科医業を除く場所

2 修学資金の額

| 区 分 | | 貸付額 |
|-----|--------------------------------------|--------------|
| 1 | 授業料相当の資金 | |
| | （１）保健師、助産師又は看護師、その他の医療職の養成施設に在学している方 | 月額 45,000円以内 |
| | （２）准看護師の養成施設に在学している方 | 月額 34,000円以内 |
| 2 | 生活費相当の資金 | 月額 55,000円以内 |
| 3 | 入学資金（令和3年度入学者のみ） | 400,000円以内 |

3 貸付の期間

修学資金の貸付期間は、貸付の契約に定めた月から、養成施設の正規の修学期間を終了する月までとします。

4 申請書類

次の書類を提出してください。

(1) 看護師等修学資金貸付申請書（様式第1号）

連帯保証人が2名必要です。（1名は申請者と別世帯・別生計の方としてください。）

連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、修学資金の貸付決定の際は、申請者と連帯し、修学資金の返還債務を負担することになります。

申請者が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名を法定代理人（親権者等）として頂きます。

(2) 履歴書（様式第2号）

(3) 在学証明書（保健師、助産師、看護師又は准看護師、その他の医療職の養成施設に在学又は在所していることを証する書面）

(4) 申請者の住民票（写し）

(5) 連帯保証人の住民票（写し）

(6) 連帯保証人の印鑑登録証明（写し）

(7) 入学金の領収書（写し）（入学資金の貸付を希望する場合。ただし令和3年度入学生のみ）

(8) 口座振替依頼書（通帳の写しを添付）

(9) その他、必要に応じ上記以外の書類を提出していただく場合があります。

5 申請書類提出

(1) 受付期間

予算の範囲内で随時受付します。

(2) 申請方法

持参又は郵送

※ファクシミリ・メールによる提出は受けません。

(3) 申請書提出先（郵送先）

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所本庁舎2階

南相馬市教育委員会事務局 教育総務課

6 選考方法

南相馬市みらい育成修学資金審査会にて審査の上、貸付者を決定します。

審査結果（貸付の可否）については、申請した方全員に文書で通知します。

7 注意事項

(1) 連帯保証人について

修学資金の貸付にあたり、連帯保証人が2名必要となります。(1名は申請者と別世帯・別生計の方としてください。)

申請者が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名を法定代理人(親権者等)として頂きます。

連帯保証人は、申請者と連帯して返還の責任を負います。申請者の返済能力の有無にかかわらず、返還状況によっては、連帯保証人へ請求を行う場合があります。

(注意) 連帯保証人になっていただく方には、必ず承諾を受けて下さい。

(2) 修学資金の貸付について

修学資金は、貸付の契約に定める月から3か月分を、修学資金の貸付を受ける方名義の口座に、最初の月に振込みます。(以後も3か月分ごとにまとめて振込み)

また、入学資金については、1回目の振込み時に修学資金(授業料相当の資金と生活費相当の資金)と併せて振込みます。

(3) 修学資金の返還・猶予・免除について

① 修学資金の返還

修学生が、次のア～サのいずれかに該当する場合には、修学資金の貸付の契約を解除し、指定した期日までに貸付を受けた修学資金の全額を一括で返還していただきます。

ア 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得しなかったとき。

イ 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事しなかったとき。

ウ 死亡したとき。

エ 休学又は転学の理由が適当でないとき。

オ 養成施設を退学し、又は退所したとき。

カ 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。

キ 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき。

ク 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

ケ 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。

コ その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき。

サ その他修学生として適当でないとき。

② 貸付の休止

修学生が、休学(休所)、停学(停所)したときは、決定を受けた月の翌月の分から復学(復所)した月の分まで修学資金を休止します。

③ 返還の猶予

修学資金の貸付を受けた方が、次のア～エのいずれかに該当する場合には、修学資金の返還を猶予します。

ア 市内の医療機関等において、看護師等業務に従事しているとき。

イ 看護師等養成施設卒業後、引き続き他の看護師等養成施設に進学したとき。

ウ 災害等により返還が困難と認められるとき。

エ 契約解除後、引き続き看護師等養成施設に在学しているとき。

④ 返還の免除

修学資金の貸付を受けた方が、次のいずれかに該当することとなった場合は、修学資金の返還を全額免除します。

- ・市内医療機関等において看護師等業務に従事している期間が、修学資金の貸付期間に相当する期間に達したとき。
- ・市内の医療機関等において看護師等業務に従事している期間中に、業務上の災害により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(4) 各種届出の義務

①年1回必ず届出するもの

現況報告書

②①以外に次のいずれかに該当したときに届出が必要です。

- ・自己又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
- ・連帯保証人の変更又は連帯保証人の住所に変更があったとき。
- ・休学（休所）、停学（停所）、退学の処分を受けたとき。
- ・その他、教育委員会が必要と認めるとき。

(5) 延滞金

正当な理由なく修学資金の返還を遅延したときは、その金額に年14.6%の割合で計算した延滞金を合わせて納付いただくことになります。

8 問い合わせ先

南相馬市教育委員会事務局教育総務課総務係

電話：0244-24-5282

FAX：0244-23-7782

E-Mail：kyoikusomu@city.minamisoma.lg.jp